

田方農業高等学校校則(生活の心得)

1 目指す生徒像

- (1)本校のスクールミッションのとおり、動植物を介在した特色ある学びと、共生・共育の実践を通して、幅広い教養を身に付けるとともに、人間愛に満ちた豊かな心を養い、持続可能な社会作りと地域産業・文化の発展に貢献する有為な人材を目指す。
 - ア 自己と他者の多様性を尊重し、互いを大切にすること。
 - イ 自分に向き合い、深く考え、実行するために、生涯にわたって学び続ける。
 - ウ 自分の能力や個性を生かして、地域や社会に貢献すること。
- (2)自ら考えて、自他のために行動する力を身に付ける。
- (3)学校農業クラブ・生徒会・部活動によって自治を学ぶ。
- (4)全ての生徒・教職員が安全で安心して学ぶことのできる場をみんなで作る。

2 校内外生活について

- (1)上記の目指す生徒像を意識した生活行動を心掛ける。
- (2)朝は8時25分までに登校し、完全下校は19時30分とする。
- (3)自分の所持品は責任を持って自己管理し、特に貴重品等はロッカー内に施錠して保管し、盗難・紛失防止に努める。
- (4)1人1台端末(モバイルパソコン、タブレット)については、スクールメディア課で定めている使用規定に従うこと。
- (5)携帯電話の使用については、登校時に校舎に入ったら電源を切って鞆やバッグ、ロッカーなどにしまう。放課後からは使用を認める。休日に使用制限はない。
- (6)高校生として相応しくない場所への出入りをしない。
(パチンコ店、麻雀店、その他18歳未満入場禁止場所)

3 制服・服装規定

- (1)正装とは
 - 男子の正装はワイシャツ・ネクタイ・ブレザー・スラックスとし、
 - 女子の正装はブラウス・ベスト・ネクタイ・ブレザー、そしてスラックス又はスカートとし、次項の際には必ず着用する。
- (2)正装となる儀式・式典は、1学期の始業式・入学式、2学期の終業式、3学期の始業式・卒業式・終業式・離任式とする。
- (3)日常の学校生活においては、年間を通して、ネクタイ、指定セーター・指定ニットベスト、布ベスト、ブレザーを寒暖の変化に応じて自身で選択して着用する。ただし、ブレザーを着用する場合はネクタイも必ず着用する。
- (4)本校の指定の制服は、購入後、無断で手を加えたり、改造したりしないこと。なお、女子のスカート丈は、膝蓋骨とする。
- (5)市販のセーター(カーディガン、ベスト)の着用を、次の条件のもとで認める。
 - ア 色は黒、紺、白、グレー系の無地とする。
 - イ 着用時にブレザーの下からはみ出さない丈とする。
 - ウ ブレザーを脱ぎ、市販のセーター及びベストでの登下校や学校生活は禁止する。
- (6)冬季の場合、ブレザーの上に華美でない防寒具を登下校時に着用す

ることを認める。

- (7) 髪は、高校生らしく簡素な形で常に清潔にしておくこと。染色、脱色、パーマ、エクステ等は禁止する。生来の髪色等により学校側に配慮が必要な場合、入学時の申請書により共通認識を図る。
- (8) ピアス、イヤリング、ネックレス、カラーコンタクト等の装飾品や化粧等をしない。ピアスの穴は開けない。
- (9) 靴下は、白、紺、グレー、黒系の色を選択し、華美でない無地の物を着用する。なお、女子の場合、冬服に限り黒・ベージュ系のストッキングを着用してもよい。なお、体育授業時には必ず白の靴下とする。

4 部活動について

(1) 部活動に関する基本的な方針

ア 社会が求める資質である礼儀・挨拶、コミュニケーション能力、何事も継続して努力できる忍耐力、チームワークを養い、同級・同学年以外との交流を充実させ、より良い人間関係を学ぶことを目的とする。

イ 1年生は原則として全員登録・参加とし、2・3年生は希望参加とする。ただし、学校外の団体に所属し活動する場合は、証明書の提出により認める。

ウ 定期試験1週間前からの活動は原則として中止する。特別に活動を要する場合は、顧問より校長の承諾を得て、短時間の活動を行う。特別に活動を要する場合は以下のとおりとする。

- ① 定期試験期間中及び試験終了後一ヵ月以内に高体連・高文連・高野連・高吹連が主催する東部地区大会以上の大会並びに各協会・連盟主催の県大会以上の大会への参加を予定している場合。
- ② 定期試験期間中及び試験後2週間以内に①以外の大会への参加を予定している場合。
- ③ 上記の①②に該当しないが、昇段審査・トレセン・選抜試合・発表会等、活動する必要がある場合。

エ 年度途中における転・退・入部については、原則として次のように対応していく。

- ① 転部の場合 新・旧顧問間の了承→HR担任、生徒課担当へ口頭報告→変更手続き
- ② 入退部の場合 顧問の了承→HR担任、生徒課担当へ口頭報告→入退部手続き

オ 活動時間

- ① 本校の部活動ガイドライン(別紙)に則り、短時間で能率よく活動し、終了後は速やかに下校する。特に新入生や女子生徒について配慮すること。
- ② 「部活動の日」を毎週木曜日放課後に設定し、必ず参加する。
- ③ 片付けを含め、平日は19時30分の完全下校とする。

(2) 部活動一覧(令和6年4月1日現在)

| | 農 業 部 | 文 化 部 | 体 育 部 |
|------|--|--|--|
| 部活動名 | <ul style="list-style-type: none"> ・動物科学 ・食品科学 ・被服手芸 ・食物 ・造景 ・フラワーデザイン | <ul style="list-style-type: none"> ・茶道 ・美術 ・コーラス ・吹奏楽 ・写真 ・文芸新聞 ・放送 | <ul style="list-style-type: none"> ・野球 ・サッカー ・女子バレーボール ・男子バスケットボール ・女子バスケットボール ・硬式テニス ・女子ソフトテニス ・卓球 ・剣道 ・陸上競技 ・弓道 ・フェンシング ・女子ソフトボール |

(3)活動上の注意

- ア 顧問教師付き添いのもとに計画的な活動を行い指導、指示に従う。
- イ 安全に留意して事故防止に努める。
- ウ 校外活動や練習試合・大会等において、本校生徒としての自覚を持ち、礼儀・規律ある行動をとる。
- エ 各部の活動・使用場所や部室等は責任を持って清掃・整備・整地・管理等を行う。

5 交通安全について

(1)自転車通学許可基準

- ア 通学距離に関係なく、「自転車通学許可申請書」を提出することにより、学校の許可をする。同時に自転車保険・自転車損害保険に必ず加入し、保険証の写しも添付する。
- イ ヘルメットの着用は努力義務とするが、自身の安全のために着用を強く勧める。
- ウ 防犯上、配布されたステッカーを通学に使用する自転車に必ず貼付する。
- エ 通学用の自転車を変更した場合は、必ず自転車通学許可申請の更新を行う。
- オ 自転車店で整備を完了し、通学に利用すること。(特に、ブレーキ、ライト、反射鏡、伝動装置、鍵など)
- カ 安全運転に心掛けること。
 - ① 二人乗り、傘さし運転、夜間無灯火、並進、信号無視、右側通行、交差点の右折方法違反、一時停止無視、スマホ(ながら)運転、イヤホン・ヘッドホンをつけての運転はしないこと。
 - ② 雨天時は、必ずカッパを着用する。
 - ③ 整備不良車の運転、スピードの出し過ぎはしない。
 - ④ 使用自転車は、登校後、指定された駐輪場に整頓する。
 - ⑤ 「自転車安全指導カード」等を交付された者は、直ちに学校に届ける。

(2)以下のため、電動キックボード(特定小型原動機付自転車)での通学は禁止とする。

- ① 車幅が狭くバランスを取り難いことと、タイヤも小さいため段差に弱く転倒しやすい。
- ② 運転免許は必要ないが、公道を走行するため道路交通法が適用されることで、交通ルールや道路標識を理解していないと大事故に

繋がる危険性がある。

- ③自動車損害賠償保険への加入が義務づけられており、手続きや経済的な負担が生じ、学校側の加入指導の徹底が困難である。

(2) 運転免許取得について

ア 四輪免許取得は、卒業準備期間として原則的に進路内定以降条件付きで許可をする。なお、詳細については「自動車学校通学許可条件」による。

イ 以下のため、バイク(原動機付自転車及び自動二輪免許)の運転免許取得は禁止する。

- ① 就職者にとって、普通自動車運転免許の取得に関しては、マイカー通勤や業務上必要なため、内定の必須条件となっている企業が多いが、自動二輪については緊急性を要していない。
- ② 四輪免許取得には、自動二輪免許取得の3倍近く時間がかかることもあり、就職に間に合わせるために許可が必要である。自動二輪であれば、卒業後でも短期間で免許取得が可能である。
- ③ バイクは、車体に守られている四輪車と違い、交通事故が起きた時に路上に投げ出され、頭や胸など身体の重要な部分に衝撃を受けやすい。バイク乗車中に事故にあった場合の致死率は、自動車乗車中と比べて約3倍以上も高く、危険性が非常に大きい。
- ④ 特に冬期は路面凍結によるスリップ事故の可能性が高まり危険である。

6 アルバイトについて

(1) 外部団体での労働により賃金が発生する活動をアルバイトとし、夏季休業・冬季休業・春季休業中に行う長期休業中アルバイトと、学期中の平日の放課後や、土曜日・日曜日・祝日に認められる平常時特別アルバイトがある。

(2) アルバイトについての全般的事項

ア 保護者からの「アルバイト許可願」により「アルバイトの許可条件」を満たせば許可する。

イ 実施に当たっては、必ず校長の許可を得てから行う。

ウ 就業先は高校生としてふさわしい職場とする。

エ 学校生活(学校行事、部活動等)を最優先しアルバイト計画を立てる。

オ 成績不振者(5段階評価で1を保有)でないことを条件とする。

カ 実施日数は最多で週3日、時間には遅くとも午後9時終了を目安とする。

キ 平常時特別アルバイトの許可には、次の場合等、経済上の理由によりアルバイトの必要性を認められた場合、許可願を提出し、五者面談を行う。

- ① 校納金の減免対象者または、高等学校奨学給付金対象者
- ② 民間企業や在住市町からの奨学金受給者
- ③ 父子・母子家庭等の背景による生活困窮者
- ④ 卒業後の進学費用の捻出、留学等で家計を助けるため。

ク 3年生の場合、11月より経済的な理由が無くても許可制により平常時アルバイトを認める。

ケ 長期休業中アルバイトの許可には、申請を出す前に必ず所属す部活動の顧問に相談をして了承を得ること。

(3) アルバイトの許可手続き

| | 手順 |
|------|---|
| 申請書類 | 「アルバイト許可願」 (又は、「アルバイト更新許可願」) |
| 許可手続 | ① 生徒・保護者がHR担任にアルバイト手続きの申し出をする。 ② 学年主任とHR担任の面接後、アルバイト関係書類を受け取る。 ③ 生徒・保護者がHR担任へ関係書類を提出する。 ④ 生徒課長・学年主任・HR担任と生徒・保護者が五者面談を行う。 ⑤ HR担任が関係書類を作成し申請手続を行う。 ⑥ 校長から決裁を受けた後、決定したアルバイト先の雇用主の証明を受けて生徒課担当に提出する。 ⑦ アルバイト許可証の発行をする。 ・ 生徒課担当は、許可証の発行手続をし、HR担任に渡す。 ・ HR担任は、諸注意をして、生徒に「アルバイト許可証」を渡す。 |
| 実施後 | ① 生徒は、「アルバイト許可証」と「アルバイト報告書」をHR担任へ提出する。 ② 生徒課担当は、アルバイト関係書類を保管する。 |
| 備考 | ・ 平常時特別アルバイトの場合は、学期ごとに許可の申請をする。 ・ 同一場所で継続してアルバイトする際には、「アルバイト延長許可願」により申請する。 |

7 生徒指導となるケース

下記の事項を禁止し、本校生徒が自ら考えて、安全にそして安心して学校生活を送る。また、田方農業高校というブランドを守り、地域から愛され信頼される学校を目指す。

(1) 法律に触れる行為(触法行為)

ア 飲酒・喫煙(同席及び所持を含む)

- ① 飲酒とは、法律違反に該当するアルコール飲料だけでなく、ビールテイスト飲料(ノンアルコールビール)も、20歳未満者が飲むことを想定しておらず、販売も制限していることや、飲酒誘発防止のため禁止とする。
- ② 喫煙には、紙巻たばこ、葉巻たばこ、加熱式たばこ(アイコスなど)、水たばこ(シーシャ)、電子たばこ(ベイプ)等を禁止喫煙具とし、飲酒同様、健康に害がない喫煙具に関しても、20歳未満者は販売対象者ではないことと、喫煙誘発防止のため禁止とする。

イ 鉄道・バス等の不正乗車

ウ 窃盗・万引き等(同席含む)

エ 覚醒剤・シンナー、その他薬物等を所持・吸引(同席含む)

オ わいせつ行為等

カ 他人を脅迫・金品を強要・搾取

キ 公職選挙法違反【選挙運動、政治活動等に係る規定については以下の通り】

- ・選挙運動を行う場合は、18歳の誕生日の前日以降でなければならない。
- ・学校の構内(敷地内)での選挙運動等は禁止し、放課後や休日等に学校の構外(敷地外)で行われる選挙運動や政治活動は、家庭の理解の下、生徒自ら判断して行う。構外(敷地外)の選挙運動や政治活動に参加する場合の学校への届けは不要とする。
- ・その活動等が違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的なものになるおそれが高いものには参加しない。特に、公職選挙法違反には十分注意する。

(2) 学習活動に関する行為

ア 定期試験中の不正行為等

- ① 試験会場にスマートフォン、参考資料を持ち込む。または、疑われる行為。
- ② 試験中、他人の解答を書き写す。
- ③ 解答用紙返却時に、解答の改ざんをする。

イ 正当な理由なく授業を無断で欠席する怠業行為(無断遅刻・早退を含む)

ウ 授業妨害、教師に対する暴言・暴力

(3) 交通に関する行為

ア 無断運転免許取得・運転

イ 無免許運転及びその同乗、暴走行為への参加

(4) 学校生活に関する行為

ア 故意による物品破損、正当な理由なく火気を使用

イ 暴力・いじめ行為

ウ スマートフォン・携帯電話等を使用しての個人への誹謗中傷、無断投稿

エ 許可されていない無断アルバイト